

竹島問題・日本海呼称問題に関して国による研究機関（シンクタンク）設置を
政府に求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 29 年 10 月 4 日

提出者

池 田 一
吉 野 和 彦
岡 本 昭 二
原 成 充

田 中 明 美
須 山 隆
五百川 純 寿
小 沢 秀 多

大 国 陽 介
角 智 子
福 田 正 明

(別紙)

竹島問題・日本海呼称問題に関して国による研究機関
(シンクタンク) 設置を政府に求める意見書

竹島問題や日本海呼称問題の解決には、韓国側の主張に対し、歴史事実を調査、検証し、我が国の立場を正しく主張していくことが重要である。

今年度から、国において、竹島問題解決のためのシンクタンクの設置が、民間の研究機関への補助金という形で実施されていることは一歩前進と評価する。

しかしながら、歴史研究と政治、外交が一体となった、韓国の国策研究機関である「東北アジア歴史財団」に対し、戦略的に領土問題に取り組む観点からは、さらなる取組みの強化が必要である。

我が国の領土・主権問題は、国として喫緊の問題として対応すべきであり、政府においては、国内外の研究者に参加してもらい、竹島問題・日本海呼称問題に関して国際社会へ情報発信できる、国による研究機関(シンクタンク)を設置されることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
領土問題担当大臣

【平成29年10月4日原案可決】